

「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」開催要綱（案）

1 目的

本検討会は、規制・制度改革に関する閣議決定を受け、航空機に搭載する無線局の検査や無線設備の製造番号管理について、国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向けて、航空無線用周波数の有効利用の観点にも配慮しつつ、制度の在り方も含めた見直し等の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会は、「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 航空機に搭載する無線局の検査の在り方
- (2) 航空機に搭載する無線設備の製造番号管理の在り方
- (3) その他上記(1)、(2)に関連する課題

4 検討会の構成及び運営

- (1) 本検討会は、総合通信基盤局電波部長の検討会とする。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は構成員の中から座長が指名する構成員がこれに当たる。
- (5) 本検討会は、座長が運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 本検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開について

- (1) 本検討会は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とし、透明性の確保に努める。
- (2) 本検討会は、座長が必要性を認める場合は、非公開とすることができる。
- (3) 本検討会は、原則として、議事要旨を作成し、公開する。

7 開催期間

本検討会の開催期間は、平成 25 年 3 月までを目途とする。

8 庶務

本検討会の庶務は、総合通信基盤局電波部衛星移動通信課において行う。